

※全業種対象

デジタル化推進補助金

令和4年4月1日から令和5年1月31日までに
デジタル化推進事業に要する費用の一部を補助します

(1) デジタル化推進に必要なシステムの導入、物品の購入



(2) ECサイトの導入等活用



(3) キャッシュレス決済等導入



かかった費用の

4/5 以内
(限度額 30 万円)

店舗等衛生対策支援補助金

※全業種対象

令和4年4月1日から令和5年1月31日までに
衛生対策事業に要する費用の一部を補助します

(1) 改修や清掃 (2) 衛生用品の購入



かかった費用の

4/5 以内

(限度額 30 万円) (限度額 5 万円)

※それぞれ補助金の下限額を1万円とする

広告宣伝支援事業補助金

※全業種対象

令和4年4月1日から令和5年1月31日までに
広告宣伝事業に要する費用のうち、印刷製本費・
広告宣伝費・デザイン料等の一部を補助します



かかった費用の

1/2 以内
(限度額 30 万円)

観光客受入環境整備費補助金

※菓子・パン小売業、書籍・雑誌小売業、飲食店
(スナックを除く)、宿泊業

令和4年4月1日から令和5年1月31日までに
Wi-Fi 環境の整備に係る費用の一部を補助します



かかった費用の

2/3 以内
(限度額 30 万円)

第三者認証取得促進給付金

※飲食店のみ

北海道飲食店感染防止対策認証制度に基づく第三者認証を取得している飲食店へ一律の給付金を給付します



1店舗ごとに

10 万円

お問合せ

砂川市経済部商工労働観光課 0125-54-2121(内線 2111)

